

令和5年度 第1回静岡県環境審議会温泉部会

1 日時 令和5年7月27日(木) 午後1時30分から2時20分まで

2 場所 県庁本館4階議会第7委員会室(静岡市葵区追手町9-6)

3 出席者

(1) 委員 10人

大石委員(部会長)、木村委員、稲葉委員、佐々木委員、
定居委員、佐藤委員、杉山委員、手塚委員、原委員、益子委員

(2) 事務局 8人

漆畑生活衛生局長、太田衛生課長、
澤井衛生課長代理兼生活衛生班長、菅谷専門主査、
賀茂保健所担当者、熱海保健所担当者、東部保健所担当者、
富士保健所担当者

4 審議の結果

土地掘削許可申請について、事務局が第1号議案について個別に説明し、異議なく個別承認された。

動力装置許可申請について、事務局が第2号議案から第6号議案まで一括説明の後、異議なく一括承認された。

5 会議録

【事務局(課長)】 定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回静岡県環境審議会温泉部会を開催いたします。

はじめに、本日の会議の出席状況につきまして、御報告をいたします。本日は委員10名のうち、ウェブ参加の稲葉委員を含めまして、10名の委員の皆様

御出席をいただいております。審議会条例第6条第2項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを御報告いたします。

ここで、伴卓委員の退任に伴い、新たに温泉部会委員になられた方を御紹介します。県議会危機管理くらし環境委員会委員長の**大石哲司**様です。

【**大石委員**】 こんにちは。よろしくお願いいたします。

【**事務局（課長）**】 温泉部会運営規程第4条の規程により部会長が議長となりますが、現在、前部会長の退任により空席でございますので、審議会条例第5条第3項の「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。」の規定に基づきまして、部会長の選任を行うことといたします。会議の簡素化のため、事務局から部会長の選任事務を進行させていただきます。それでは、御推薦をお願いいたします。

【**定居委員**】 県議会危機管理くらし環境委員会委員長でいらっしゃいます**大石**様をお願いしたらいかがでしょうか。

【**事務局（課長）**】 ありがとうございます。ただいま**大石**委員を部会長に、との御推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【**事務局（課長）**】 それでは**大石**委員に部会長をお願いいたします。

温泉部会運営規程第4条第1項により、部会長が議長を務めることとなっておりますので、**大石**部会長、よろしくお願いいたします。それでは、ただいま選任されました**大石**部会長から御挨拶をお願いします。

【**大石部会長**】 <挨拶>

【**事務局（課長）**】 以降の議事進行につきましては、議長をお願いします。

なお、静岡県環境審議会温泉部会運営規程第4条にあるとおり、温泉法第32条の規定に基づき静岡県知事から静岡県環境審議会会長へ諮問された事項について審議を行います本会議は、非公開となります。

運営規程第6条に基づき作成した議事録については、揚湯量、温度等を除き公開しますので、御承知おきください。

大石議長よろしくお願いいたします。

【大石部会長】 それでは、これより審議に入ります。

本日の審議案件は、知事から意見を求められております、第1号議案の温泉法に基づく掘削許可申請が1件、第2号から第6号議案の動力装置許可申請が5件の合計6件でございます。

審議は、お手元に配付しました議案書の順に進めてまいりますので、よろしくお願いたします。それでは、まず、第1号議案の掘削許可申請です。

事務局の説明を求めます。

【事務局(専門主査)】 第1号議案の掘削について説明いたします。議案書の4ページをお開きください。

申請者は、賀茂郡東伊豆町稲取の株式会社稲取東海ホテルです。掘削場所は、賀茂郡東伊豆町稲取で保護地域です。

具体的な位置については、議案書の6ページから7ページを御覧ください。伊豆急行線伊豆稲取駅から南へ約850メートルのところです。

議案書4ページへお戻りください。掘削地は申請者の単独所有です。

申請の目的ですが、修繕中の源泉が、ケーシング管が破損し修繕不能となったため、現孔から0.6メートル離れた地点に替え掘りを行い、申請者の経営する宿泊施設へ浴用として供給するものです。

掘削の内容ですが、議案書9ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は290メートル、最終口径は80ミリメートルとなります。

議案書4ページを御覧ください。掘削地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉が4本あり、源泉管理者の同意が取得しております。

東伊豆町からの意見につきましては、特段の意見はございませんでした。地元の稲取温泉組合から異議のない旨の意見書が提出されております。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しています。

事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、御審議の程よろしく申し上げます。

【大石部会長】 ただいま、事務局から議案の説明がありました。委員の皆様のお意見をお願いいたします。ウェブ参加の稲葉委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後に、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

【益子委員】 先ほど、ケーシング管が破損し修繕不能とのお話でしたが、具体的にはどんな事故だったのでしょうか。把握していますでしょうか。

【定居委員】 私の地域なので、説明させていただきます。昨年12月にですね、急に温度が上がらなくなり、海水が差したということで、急遽、修繕をしたのですが、結局、このケーシングというのは、今から45年前、伊豆近海沖地震のときに一度、揺れているんですよ。それで、曲がっているんですよ。それで海水が入ってきて温度が上がらなくなったということです。業者さんはケーシングを上げようとしたけれども、やはり古い管ですから、途中で破断して上がってこない。何回もやったんですけども、上がらない、無理だということで。ここの場所というのは非常に狭い場所で、十坪ちょっとくらいしかないような場所です。替掘でも、通常5メートルというのはあるんですけども、5メートル以内ですね、距離が取れないので、パイプの隣、60センチくらいに掘るということになっています。現状、私どもは非常に参っているんですけども、温泉組合からそのホテルにお湯を供給しています。稲取に文化公園というものがありましてね、そこの井戸が足湯だとか、観光に使っているんですけども、それを東海ホテルに供給しています。急遽、直さないと、今度、冬だとかにですね、温泉が足りなくなるという、温泉会社は稲取で30件、一般の家庭にも送っていますし、それから旅館にも送っています。早急にやらないと温泉が不足するというので非常に焦っている状態です。以上です。よろしく申し上げます。

【益子委員】 よくわかりました。ここ、去年あたりからですかね、日本各地の温泉で、何かいろんなトラブルがあったみたいなことがテレビ等で報道されているはいるんですけども、深掘りをしたことによる地下への影響だとか、地熱開発による影響だとかみたいなことを匂わせる感じが強いんですけども、

私自身はこういう個々の源泉の経年劣化的な方が大きいのかなという風には思っています。そうならないうちに、なるべく早め早めに対策をしていくのがいいのかなと思いますので。了解いたしました。ありがとうございました。

【大石部会長】 その他、御意見ありますでしょうか。稲葉委員には通じていますか。

【事務局（課長）】 大丈夫です。

【大石部会長】 顔が見えていたのですが、今、顔が見えないので。

【事務局（課長）】 ビデオをオフにされているようです。

【大石部会長】 その他、御意見がないようですので、第1号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大石部会長】 異議もございませんので、そのように決定させていただきます。続いて、動力装置許可申請の審議に移ります。

動力装置許可申請につきましては、第2号議案から第6号議案までの5件について、一括して審議します。事務局の説明を求めます。

【事務局（専門主査）】 動力装置許可申請について、第2号議案から第6号議案まで一括して説明いたします。

第2号議案について、議案書の10ページをお開きください。

申請者は、熱海市田原本町の伊豆山走湯温泉組合です。申請場所は、熱海市伊豆山で保護地域です。

具体的な位置につきましては、議案書の12ページから13ページを御覧ください。JR熱海駅から北東へ約950メートルのところです。

議案書の10ページにお戻りください。申請理由ですが、替掘後の源泉に動力を設置するものです。利用の目的ですが、組合員が経営する旅館施設に浴用として供給するものです。

申請内容ですが、議案書10ページを御覧ください。7.5キロワットのエアリフトポンプのエア管を340メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した

揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉が1本あり、源泉管理者の同意が取れております。地元の伊豆山温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続きまして、第3号議案です。議案書の15ページを御覧ください。申請者は、北海道函館市の有限会社ホテルテトラです。申請場所は、熱海市桜木町で準保護地域です。

具体的な位置につきましては、議案書の17ページから18ページを御覧ください。JR来宮駅から南東へ約1.4キロメートルのところでは。

議案書の15ページにお戻りください。申請の理由ですが、休止泉に動力を設置するものです。利用の目的ですが、申請者が新設予定の旅館施設の浴用として供給するものです。

申請内容ですが、15ページを御覧ください。11キロワットのエアリフトポンプのエア管を440メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書15ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉が1本あります。その源泉管理者の同意が取得できておりません。地元の熱海温泉組合から、許可にあたり、将来的に揚湯量等に著しく変化が生じることのないよう配慮が必要との意見書が提出されています。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第4号議案です。議案書の20ページを御覧ください。申請者は、伊東市です。申請場所は、伊東市鎌田で保護地域です。

具体的な位置については、議案書の23ページから24ページを御覧ください。伊豆急行線南伊東駅から南西へ約160メートルのところでは。

議案書20ページにお戻りください。申請理由ですが、休止泉に動力を設置するものです。利用の目的ですが、申請者が管理する職員住宅の浴用として供給す

るものです。

申請内容ですが、議案書の20ページを御覧ください。2.2キロワットのエアリフトポンプのエア管を60メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

申請地付近の状況ですが、議案書の20ページと21ページを御覧ください。「付近の状況」の欄のとおり200m以内に利用源泉が20本あり、源泉管理者の同意が取れております。地元の一般社団法人伊東温泉協会から異議ない旨の意見書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第5号議案です。議案書の26ページを御覧ください。申請者は、伊豆の国市長岡の伊豆長岡温泉事業協同組合です。申請場所は、伊豆の国市古奈で保護地域です。

具体的な位置につきましては、議案書の28ページから29ページを御覧ください。伊豆箱根鉄道駿豆線伊豆長岡駅から西へ約990メートルのところです。

議案書26ページにお戻りください。申請の理由ですが、既存源泉の動力をエアリフトポンプから、水中ポンプへ変更するというものです。利用の目的ですが、温泉集中管理により温泉を供給しており、地域の宿泊施設の浴用として供給するものです。

申請内容ですが、議案書26ページを御覧ください。3.7キロワットの水中ポンプを地表下200メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書26ページから27ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」欄のとおり200m以内に利用源泉が3本あり、源泉管理者の同意が取れております。地元の静岡県温泉協会伊豆の国支部から異議ない旨の意見書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続きまして、第6号議案です。議案書の31ページを御覧ください。申請者は、

静岡市清水区尾羽の株式会社アイエイアイです。申請場所は、富士宮市内房で一般地域です。

具体的な位置につきましては、議案書の32ページから33ページを御覧ください。新東名高速道路新清水インターチェンジから北北東へ約4.6キロメートルのところですよ。

議案書の31ページにお戻りください。申請理由ですが、掘削後の源泉に動力を設置するものです。利用の目的ですが、申請者が建設予定の研修施設の浴用として供給するものです。

申請内容ですが、議案書31ページを御覧ください。7.5キロワットの水中ポンプを地表下356メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

申請地付近の状況ですが、「付近の状況」欄のとおり200m以内に利用源泉はありません。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、御審議の程よろしく願いいたします。

【大石部会長】 ただいま、事務局から議案の説明がありました。委員の皆様のお意見をお願いします。ウェブ参加の稲葉委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

【益子委員】 3号と4号と6号の議案に関して質問です。3号と4号で同じ質問なんですけれども、いずれも既に動力装置の許可は取っていらっしゃるというところですよ。今回、休止源泉に新たにポンプを設置するということなのですが、既に動力装置の許可を得ているのであれば、今回、なぜ動力申請が必要なのか、素朴な疑問です。まして、現況と今回申請する内容というのが全く同一なので、そういった意味でいうと、不要な案件ではないかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

【事務局（専門主査）】 3号と4号につきましては、現状、温泉の井戸に設置されている動力をそのまま利用するという形になっております。新しい動力ではなく、既存の動力をそのまま使うという形になっているのですが、3号議案ですが、

平成 26 年 2 月から休止泉になってございます。休止泉ですので、休止泉を復活させるところでは、温泉の揚湯量が全体としてみた場合に変わってしまいますので、審議会に提出して御審議いただいて揚湯するという形になってございます。同じように 4 号議案につきましても、平成 31 年 2 月から休止泉ということになっておりまして、それを復活させるということで審議会の案件として御審議いただいているということになります。以上でございます。

【益子委員】 と、すれば特に旧来のポンプでなくてもいいということですよ。旧来のポンプにこだわったのかわからないんですけども。その方がとおりやすいというなのか、申請がとおりやすいというそういったことなのかなど。その辺どうでしょう。特に、4 号は昭和 31 年でしたっけ、許可が、その当時と今では全く違うと思うので、そういった意味で 31 年当時のものを復活させるということの意味がよくわからないのですが。

【事務局（専門主査）】 今、手元に資料がないので。動力につきましては、動力の許可を得た後に動力を変更している場合がございます。動力の能力がですね、動力の許可を得たときを下回っている場合、同等もしくは下回っている場合につきましては審議会に御審議いただかずに動力を変えるということは、修繕のときにありますので、第 4 号議案ですが、昭和 31 年の許可になっておりますが、ポンプは新しいものになっております。

【益子委員】 よくわからないところではありますけれども、いずれにしましても、申請がなされたということで、これに基づいて営業者達は判断すればよいということで理解します。あとひとつ。3 号について、近隣の源泉の同意書を得られていないので、組合の意見として、将来的に揚湯量等に著しく変化が生じることのないよう配慮が必要という風に書いてございますけれども、具体的には、この事業者さんはどんな配慮をお考えなのでしょうか。例えば、同意を得られていないところに関して揚湯量を定期的に測定していただくと。それを所有者の方に報告するというような具体的な案というのは出されているのでしょうか。

【佐藤委員】 地元なので。3 号ですけど。この件につきましてはですね、近隣からの、先ほど言われましたように同意を得ていないというのを、皆さんのと

ころでもそうかもしれませんけれども、熱海の場合、今、マンションが結構立ち並んでいて、その管理組合というものが存在しています。それがですね、最初のころとまるっきり変わっている人達に、区分所有が変わってしまっていて、その管理組合の方達が、まず、みんなの意見が合致することがないような形と、一番困るのが、本件ではないんですけども、どうやって補償してくれんだという形になってしまうと、今、実際のこと言うと、ボーリング業者もなかなか手を付けられないような状況にもなっているような形で、私どもとすれば法律的には許可申請を出せるので、そこは各々で、先ほど先生が言われましたような話し合いではないんですけども、しっかりしたもので対処はしていただきますという文言は入れさせていただいているような状態です。

【益子委員】 大体わかりました。マンションのケースって、難しいですね。他のところも同じようなことが存じ上げておきまして、管理組合の中でもいろいろ意見がありまして、組合として統一した見解を出せと言われると、なかなか同一ケースが他の件でもありました。こういったことを動かなくなるのもおかしいので、なんとか対応できるようにすればいいのかなと思いますけれども。いずれしましても、影響がないようにということで、お互いに確認しあえるような、そういう調査なりなんなりをしておいていただけるとありがたいなと思います。ありがとうございました。

あと、もう一つ、6号の件です。これがちょっとあやしいなと思ってしまして。温度が●●度ですね。最後のページの動力装置の詳細図を見ると、ポンプの下にストロー管って書いてあるやつが吊るしてあるんですよ。これって温度をかせぎたいときによくやる手なんですけれども、これがないと●●度をクリアできない、そういう可能性ってあるのか、聞いておりませんか。出ている温度が●●度だから、文句の言いようがないのだけれど。ストロー管っていうものすごく特殊な物を使っているっていうのを考えた場合っていうのを、特に研修施設で使うっていうのを書いてあるので正直なところそんなに温泉に拘る必要がないんじゃないかな。私ちょっと思ったものですから。なるべく安全な方法で汲んでいただけるのが一番いいなと。ストロー管を使う理由です。たぶんギリギリなんだと

思いますよ。ちなみに泉質は何ですか。

【事務局（専門主査）】 泉質は、カルシウム・ナトリウム塩化物温泉です。

【益子委員】 濃度はどのくらい。

【事務局（専門主査）】 濃度は、1キログラム当たり、ガスを除いて、3.8。

【益子委員】 あまり温度に拘る必要はないなど。駄目というわけではなくて、今の話を聞くと、単純泉ではないので、●●度切ってもあまり問題は起きないので。あまり無理な揚湯をしないほうがよいかと申し上げたいと思います。あと、これ、研修施設での利用というのは、旅館なんかと同じ扱いになりますか。不特定多数ではなくて、特定多数のように感じましたので、どういう取扱いになるのかなと。自家利用の扱いにならないかと。

【事務局（専門主査）】 自社利用であれば、不特定多数とならないため利用許可は不要との判断になるかと思えます。

【益子委員】 公共利用でなければ、温泉利用許可は不要ではないかと。

【事務局（局長）】 有機農業か何かをやると聞いておりますので、自社というよりも、有機農業の研修の場所に使うのかなと認識しております。

【益子委員】 了解です。あまり無理しないように言ってもらった方がいいかなと。

【事務局（局長）】 片方でロボットをやりながら、片方で自然の、会社のコンセプトにあるのかなと。

【益子委員】 ストロー管ってやつ、たまに見るんですよ。スケールが着くようなケースだと、ストロー管にスケールが着いてもものすごく重くなるんですね。それでストロー管そのもの落とししたり、下手するとポンプそのものを落とししたりするようなことも起こりかねませんので、僕はこれはあまりおすすめしないです。申請があれば、ノーとはもちろん言わないけれども、なるべく避けた方がいいやり方だなと。以上です。

【木村委員】 6号議案について質問なんですけれども、天然ガスについて、何かデータはありますでしょうか。西側なので、堆積層を掘っているような気がするんですけれども。データがあれば、教えていただきたいのですが、いかがですか。

【事務局（専門主査）】 可燃性天然ガスの測定結果なんですけれども、基準が50に対して、100出ています。

【木村委員】 出ているということ。

【事務局（専門主査）】 はい。出ています。

【木村委員】 温泉利用のところですね、ガスセパレーターを付けてといった注意が必要ですよね。許可を出すときに意見を添えてですよね。そういうことでよろしいですね。

【事務局（専門主査）】 可燃性天然ガスについてですが、事業者が動力装置の許可を得た後、手続きが必要となります。可燃性天然ガスが基準を超えている場合には採取許可申請を、基準以内であればガス濃度確認申請を求めています。採取許可を取得する際、基準がありまして、ガスセパレーター等の設置を求めていくことになります。

【木村委員】 もう1件伺いたいことがありまして、5号議案についてなんですけれども、私の理解では、現状、エアリフトポンプで動かして、そのときの許可量というのが書かれてなんですけれども、許可量は今回●●という揚湯量を許可すると思うのですが、これを超えない量という認識でよろしいのでしょうか。

【事務局（専門主査）】 この源泉なのですが、許可が昭和の早い段階での許可でして、この数字がないのかというところで、探したのですが、書類がなく、組合にも書類が残っておらず、許可量がわからなかったというところがございます。この地域、古奈の地域は、組合で集中管理をしております、全体の揚湯量を決めておりまして、その中でこの源泉については、●●と決めておりますので、全体として問題はないように聞いております。

【木村委員】 はい。わかりました。ありがとうございます。

【大石部会長】 事務局から説明のあった第2号議案から第6号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議もございませんので、そのように決定いたします。それでは、以上をもちまして、諮問事項の審議はすべて終了しました。御協力ありがとうございました。県におかれましては、本日各委員から出された御意見を今後の温泉行政に反映していただくようお願いいたします。これから後の進行については、事務局にお返しします。

【事務局（課長）】 大石委員、ありがとうございました。

それでは、最後に、漆畑生活衛生局長より、御挨拶を申し上げます。

局長、よろしく申し上げます。

【事務局（局長）】 <挨拶>

【事務局（課長）】 それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回静岡県環境審議会温泉部会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

――了――